

簡易裁判所新宿調停センターの新設を求める意見書

現在、東京簡易裁判所の墨田分室（錦糸町）の建て替え作業が進行中でこの新庁舎へ東京簡易裁判所の調停部門を移管することが予定されています。また、裁判所は、令状事務や調停事件のために今まで残されていた東京簡易裁判所の4分室のうち、大森、中野および北の3分室はすでに廃止し、墨田分室への一極集中化を予定しています。

そのため、東京三弁護士会では、簡易裁判所の「庶民の裁判所」としての本来的役割を取り戻し、都民が気軽に調停手続きを利用できるように、新宿地区への新たな調停センターの設置やターミナル駅近くの公的施設などを利用しての巡回型（出張型）の調停の検討を裁判所に強く求めており今般、新宿区議会へも陳情が提出されました。

本来、簡易裁判所は「下駄履きで行ける裁判所」として日本国憲法の制度と同時期に設立された少額裁判所であり、世界でもあまり例を見ない庶民の裁判所です。現在、計画されている墨田分室の新庁舎は、庁舎としての機能性・効率性は良くなるものの、東京23区の都民すべてが調停を利用しようとするると墨田分室（錦糸町）まで出向く必要が生じるのであって、新宿区民を含め、西地区の都民にとっては、極めて利便性が悪く、庶民の裁判所としての簡易裁判所の本来の機能を到底果たせるものではありません。

とくに、簡易裁判所での調停は、「市民に身近で気軽に利用できる裁判所」という簡易裁判所の役割の重要な部門であり、東京簡易裁判所の3分室の廃止や調停部門の墨田分室への一極集中は、市民（利用者）のために「裁判所へのアクセスの拡充」をし、「裁判所の利便性の向上」を図るといふ今次の司法制度改革の理念にも逆行するものです。

現在の人口重心は杉並区に位置しており、東京都の西地区（しかも、ターミナル駅付近）に簡易裁判所の調停センターを設置することは、新宿区民はもとより都民全般が調停手続きを利用するにあたり、その利便性を大きく高めるものといえます。したがって、新宿区議会としても、東京三弁護士会の主張の趣旨に賛同するとともに、東京簡易裁判所の調停機能を備える新宿調停センター（分室）を新宿駅近くに設置することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年12月6日

新宿区議会議長名

最高裁判所長官 あて